

## 令和7年度第1回旭市子ども・子育て会議

### 第2期旭市子ども・子育て支援事業計画 進捗状況報告書 ①

旭市では「子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち“あさひ”」を基本理念に旭市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育及び幼児期の教育と子ども・子育て支援の充実を順次図り、計画に示した各種子育て支援施策や事業を推進しています。

この報告書は、本計画に掲げる基本理念及び目標の達成に向け、計画に定めた各種事業の達成状況を確認・評価するために作成しました。

旭市子ども・子育て会議条例には「子ども・子育て会議」の役割として、計画の策定のみならず「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること」を審議すると定められています。

外部の視点を取り入れ本計画の実効性を高めるために、令和6年度の進捗状況について、「旭市子ども・子育て会議」に意見を求めるものです。

令和7年11月

旭市子育て支援課

旭市子ども・子育て支援事業計画

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して子育てできる地域づくり

具体的施策1 情報提供・相談体制の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
1	子育てガイドの作成、配布などの情報提供	子育てガイド「すくすく育て あさひっ子」を作成し、妊娠届け出時に配布するとともに、市のホームページにも掲載し、子育てに関する各種支援サービスの情報提供を図ります。	子育て支援課	令和7年4月に子育てガイドのリニューアル版を発行するため、各課や関係機関と連携し作成作業を進めた。子育て世帯への情報提供を図るため、新たな制度やサービスについての内容を掲載した。市ホームページや電子書籍版を更新し、更なる周知に努めた。  市独自で取り組んでいる子育て世帯への経済的支援について紹介するリーフレットの内容を更新し、窓口や子育て支援センターから配布した。子育て家庭のニーズに応じた支援施策の活用を促進した。
2	保育所等での相談事業	保育所等で随時、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行います。子育て支援センターハニカムとの連携により、保育所等への情報提供や相談支援の充実を図るとともに、必要に応じて、保健師、家庭相談員が訪問し、相談及び助言を行います。	子育て支援課	保育所等で随時保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行った。 また、旭市子育て支援センターハニカムと連携し、保育所との情報共有や相談支援の充実を図るとともに、子ども・子育て支援新制度利用希望者が円滑に制度を利用できるように支援した。
3	主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実	児童問題を専門的に扱い、関係機関とのパイプ役となる主任児童委員の周知を図るとともに、研修の促進、情報交換の場の提供などを通して、地域における相談、支援活動の充実を図ります。	社会福祉課	学校・子育て支援課・児童相談所等と連携を図り、必要に応じて訪問や見守りなど、支援活動を行った。 民生委員・児童委員に対する理解を深めてもらうため啓発活動を実施したほか、各種研修会等への参加や専門部会の開催を通じ、相談技術の向上に努め、地域における相談支援活動の充実を図った。

具体的施策2 地域における子育て支援サービスの充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
4	利用者支援事業	子育て支援センターハニカムで、子どもや保護者又は妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう、関係機関と連絡調整を行いながら支援を行います。	子育て支援課	子育てコーディネーターを常時配置し、保護者や妊娠している方へ、教育・保育施設への入園相談や、各種子育てサービス(一時預かり・病児保育等)の中から適切な事業を選択し、確実かつ円滑に利用できるよう、関連機関と連携して支援を行った。 また、公立保育所だけでなく、市内の民間保育園・認定こども園等の利用者用パンフレットを子育て支援センターハニカム内に配置し、いつでも気軽に情報を得られるように努めている。
5	地域子育て支援拠点事業の充実	地域子育て支援拠点事業として、市が設置する子育て支援センターハニカムのほか、私立保育園4か所、私立認定こども園1か所に設置しています。親子のふれあい、保護者の交流、情報交換の場の提供に努めます。地域での子育て支援を、よりきめ細やかに展開するため、各事業所の連携を図り、情報提供の充実を図ります。	子育て支援課	地域の子育て家庭が気軽に集まり、子育て中の親子の交流を深めたり、子育て支援サービスを受けることができる場を提供した。育児に関する相談の実施や子育て関連の情報を共有することで、子育てへの不安を解消できる相談体制の充実を図った。  【公設/1か所】 ・旭市子育て支援センターハニカム  【民間事業所/5か所】 ・サンライズ子育て支援センター(サンライズベビーホーム) ・子育て支援センターたんぽぽ(干潟町中央保育園) ・サポートセンターつるまき子どもの丘(鶴巻保育園) ・あさひこひつじ幼稚園子育て支援センターむすび(あさひこひつじ幼稚園) ・子育て支援センターのびのびひろば(ひかり保育園)

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
6	一時預かり事業の充実	保育所での一時預かり事業は、保護者の心理的・身体的負担の軽減、保護者の疾病や災害等により、保育が困難となる場合などに実施しています。現在、公立保育所12か所、私立保育園2か所で実施しています。幼稚園の一時預かり事業は、一時的な保育や保護者の疾病あるいは緊急に用事があったとき、また長期休業中の保育を支援する事業です。現在、私立認定こども園1か所で実施しています。いずれの事業も、ニーズが高いことから、柔軟な児童の受け入れができるよう検討していきます。	子育て支援課	<p>保護者の疾病や冠婚葬祭等のやむを得ない場合や、保護者の心理的、身体的な負担軽減を図るため、保育所等で一時的な保育を行った。</p> <p>【公立保育所12か所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日の出保育所(専用室・専門保育士)</li> <li>・中央第三保育所(専用室・専門保育士)</li> <li>・いいおか保育所(専用室・専門保育士)</li> <li>・ゆたか保育所</li> <li>・とみうら保育所・共和保育所</li> <li>・中央第一保育所・池の端保育所</li> <li>・中央第二保育所・海上保育所</li> <li>・まんざい保育所・古城保育所</li> </ul> <p>【私立保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひがた保育園(専用室・専門保育士)</li> <li>・ひかり保育園</li> </ul> <p>【私立認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あさひこひつじ幼稚園(預かり保育)</li> <li>・うなかみ幼稚園(預かり保育)</li> <li>・いいおか幼稚園(預かり保育)</li> </ul> <p>【私立幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭幼稚園(在園児のみの預かり保育)</li> </ul>
7	子育て家庭への経済的支援の充実	国の制度である児童手当について、市民への周知を図り、適正・迅速な支給事務を行います。子ども医療費助成事業では、県補助対象である0歳から小学3年生(入院のみ中学3年生まで)の助成のほか、市単独支援として所得制限を廃止し、高校3年生(償還払い)までを対象とし、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。	子育て支援課	<p>&lt;国庫の補助あり&gt;</p> <p>【児童手当】</p> <p>児童の養育者に対して、児童手当の支給事務を行った。10月からの制度改正により、所得制限を撤廃し、支給対象児童を高校生年代までに延長し、第3子以降の手当額を増額して支給した。</p> <p>[支給額]</p> <p>第1子・第2子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 15,000円</li> <li>・3歳～高校生 10,000円</li> <li>(改正前 中学生まで 10,000円)</li> </ul> <p>第3子以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一律 30,000円(改正前 15,000円)</li> </ul> <p>[支給児童数]</p> <p>延児童数 75,983人</p> <p>&lt;旭市独自の子育てサービス&gt;</p> <p>【子ども医療費助成事業】</p> <p>お子さんが病院等で診療を受けた場合や保険薬局で医師が処方する薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の全部又は一部を助成する制度。R5年8月診療分から、高校生も現物給付を開始した。また、自己負担額に月額上限を設け、入院11日目、通院6回目以降は無料とした。これらの医療費について、小学校4年生から中学生までの通院による診療、高校生等の診療は旭市独自で助成した。</p> <p>(入院) 693件 (通院) 69,864件 (調剤) 24,910件 (柔道整復) 1,369件 (給付額) 245,737,764円</p>
8	旭市独自の子育て支援サービスの充実	第2子以降のお子さんを出産された子育て世帯にお祝い金を支給する出産祝金支給事業や、0歳から1歳児までの乳幼児を養育する保護者に、紙おむつ購入券を支給する乳幼児紙おむつ給付事業、幼稚園や保育所等に通園する第3子以降のお子さんの保育料無料化を引き続き実施していきます。	子育て支援課	<p>【乳幼児紙おむつ購入券の給付】</p> <p>0・1歳児の乳幼児を養育している方に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を支給した。紙おむつ購入券は、市内指定取扱店21店で紙おむつを購入する際の代金の一部として利用された。</p> <p>(給付乳幼児数) 673人 (利用枚数) 1,000円券 17,154枚 500円券 17,481枚 合計 34,635枚 (支給額) 25,894,500円</p> <p>【出産祝金の給付(第2子以降)】</p> <p>市民の出産を奨励・祝福し、第2子以上を出産して養育する父母に祝金を支給した。</p> <p>(第2子 10万円) 138人 (第3子 20万円) 56人 (給付額) 25,000,000円</p> <p>【第3子以降の保育料の無料化】</p> <p>18歳に達した以後の最初の3月31日までの子が3人以上いる世帯において、第3子以降の保育料の無料化を実施した。</p> <p>令和4年度 103人 令和5年度 99人 令和6年度 106人</p>

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
9	学校給食費の第3子以降の無料化	市内小・中学校に通学する児童・生徒の第3子以降の給食費の全額無料を継続します。	教育総務課	子育て世帯を中心に多子世帯の経済的負担の軽減や少子化対策の施策として、保護者の教育費に関わる負担軽減を図った。 R5年1月から、減免範囲の拡充を行い、市内に住所を有し、子の年齢を問わず3人以上を扶養している世帯で、市内小中学校に在籍している第3子以降の給食費を免除することとした。  ・小学生 368人 ・中学生 138人

### 具体的施策3 子育て支援ネットワークづくり

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
10	地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成	子育て学級後の育児サークルのほか、疾患を抱える児と保護者の集いを実施し、新規ケースへの周知を行いながら、保護者同士のつながりを広げていきます。 子育て支援センターハニカムの活用による交流の場づくりを進めます。 子育て支援サービス等の整備充実と適切な情報提供により、必要なサービスをより活用できるように、関係機関等による子育て支援ネットワークの充実を図ります。	子育て支援課 健康づくり課	(子育て支援課) 旭市子育て支援センターハニカムを中心に市内4か所の民間子育て支援センターと定期的に連絡会を開催するなど、地域における子育てサービス等のネットワークを形成している。 また、利用者支援事業を円滑に実施できるよう市内特定教育・保育施設と常時連携を図り、施設利用のきめ細かなサポートを心掛けている。  (健康づくり課) 両親学級や子育て学級において、学級参加者へ連絡先交換の声掛けを行ったり、交流の場として子育て支援センターハニカムやおひさまテラスの紹介を行うなど、育児の仲間作りができるように支援を行った。

### 具体的施策4 幼児期の教育・保育等の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
11	教育・保育の充実	職員の資質をさらに向上させ、より良い就学前の教育・保育をめざすため、研修制度の拡充整備を行い、時代に適応した保育の質の向上に努めます。	子育て支援課	保育士の経験年数に応じた研修計画に基づき、インターネットを用いた研修も活用し、計画的に保育研修を行った。
12	教育・保育の適切な定員管理	保育所等の適正な規模、適正な配置、職員の確保、公立保育所・私立保育園との役割分担などにより、適切な定員管理に努め、保育需要に対応します。	子育て支援課	【保育所等の適正配置】 少子化による利用児童数の減少に対応するため、旭市立保育所再編計画を策定し、施設再編の方針を含めた具体的な計画を示した。  【特定教育・保育施設の利用定員】 保育所等を利用する子どもに対して、質的・量的に適正な保育を提供するため、旭市子ども・子育て会議の意見を参考に、施設の利用定員の見直しを行った。  【保育の必要性認定・利用調整】 子育て家庭における保育の必要性認定について、各家庭の要件により、条例規則に基づいた適正な認定を行った。また、保育を希望するすべての家庭が適切な保育を受けられるよう利用調整を行った。

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
13	認定こども園の普及	認定こども園に移行したいという事業者への支援に努めます。	子育て支援課	旭市子ども・子育て支援事業計画及び国が示した「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について(平成26年4月10日)」に基づき、市内の教育・保育施設の意向や正確な情報をもとに、地域のニーズ、現在の利用状況等を踏まえて、的確に選択できるよう支援を行った。  【幼稚園】 幼稚園型認定こども園に移行済 ・あさひこひつじ幼稚園(H28.4～) ・うなかみ幼稚園(H28.4～) ・いいおか幼稚園(H29.4～)  幼稚園型認定こども園に移行準備中 ・旭幼稚園(R7.4～移行)
14	保育(通常保育)の充実	低年齢児保育の増加に伴い、保育士の資質向上、保育環境の充実を図ります。	子育て支援課	低年齢児や気になる子どもの増加に対応するため、配置基準を超えて必要な保育士を配置し、保育の量的な確保を図るとともに、研修等により保育士の資質を高め、保育の質の向上に努めた。
15	地域型保育事業の充実	地域にあった保育支援として、潜在的な保育ニーズの量的拡大・確保を図るため、地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)の民間事業所等への普及に努めます。	子育て支援課	市内での当該事業の実施施設なし。適宜、実施を希望する事業者からの相談等に応じたほか、市外の地域型保育施設(小規模保育)の利用に対し、施設型給付費を支給した。
16	時間外保育事業(延長保育事業)の充実	保育標準時間11時間(保育短時間にあつては8時間)を超えて保育サービスを提供する事業です。今後のニーズや利用状況などをみながら、時間外保育事業(延長保育事業)の拡大を検討します。	子育て支援課	保護者の勤務時間等の都合により、保育時間内の送迎ができない家庭に対し、時間外保育(延長保育)を実施した。  [7:15～19:15] ・中央第一保育所 ・ひがた保育園 [7:15～18:15] ・ゆたか保育所 ・日の出保育所 ・とみうら保育所 ・共和保育所 ・池の端保育所 ・中央第二保育所 ・中央第三保育所 ・海上保育所 ・いいおか保育所 ・まんざい保育所 ・古城保育所 [7:00～19:00] ・サンライズベビーホーム ・おうめい保育園 [7:30～19:00] ・ひかり保育園 ・あさひこひつじ幼稚園 [7:30～19:30] ・干潟町中央保育園
17	病児保育事業の充実	子どもが病気の回復期にあり、保育所(園)、幼稚園に通所等が困難な時期に保護者が家庭保育できない場合、子どもを預かる事業です。現在、私立保育園2か所、私立認定こども園1か所でも実施していますが、公立保育所1か所でも実施し、今後の状況も鑑み、さらなる充実を図ります。また、令和6年度より、病児・病後児保育対応の民間施設が新たに開設しました。	子育て支援課	【病児保育事業】 ・FLOWER CHILDREN(新規開設) 病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない小学校6年生までの児童について、家庭での保育が困難な場合に一時的に保育を実施した。 【病後児保育事業】 ・海上保育所 ・ひがた保育園 ・FLOWER CHILDREN(新規開設) 病気の回復期にあるが集団での保育等が困難な小学校6年生までの児童について、家庭での保育が困難な場合に一時的に保育を実施した。  【体調不良児対応型】 ・鶴巻保育園 ・あさひこひつじ幼稚園 それぞれの園の入園児童が保育中に体調不良となった際に、保護者が迎えに来るまでの間の対応を行った。
18	休日保育事業の検討	子育てと仕事の調和の実現を目指し、多様な保育の充実と普及に努めます。	子育て支援課	令和6年度実績なし。休日保育のニーズや各施設での実施体制について状況把握に努め、必要に応じて検討を行う。

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
19	第三者評価の取り組み	第三者が専門的かつ客観的な立場から評価する、サービス評価等の仕組みを導入し、保育の課題や改善点を把握し、保育所等で共有することにより、質の高い保育サービスを目指します。	子育て支援課	令和6年度実施なし。評価手法について、効果やコスト等を検証し、評価の実施に向けて検討を行う。
20	実費徴収に係る補給給付事業【新規】	新制度に移行していない幼稚園における保護者の経済的負担を軽減するため、低所得世帯及び第3子以降(小学校3年生までの子どもの中で3番目以降)の子どもの副食費に対して補助します。	教育総務課	少子化対策の一環として、新制度に移行していない幼稚園に通園する園児の副食費を補助することにより保護者の経済的負担の軽減を図った。 幼稚園副食費補助金(副食費) 18人

### 具体的施策5 子育てと仕事の両立の推進

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
21	育児休業制度の普及、定着の推進	パートも含め育児休業制度が利用しやすい職場環境になるよう、関係機関と連携して、就業規則等の規定化について事業主への周知・協力依頼を行い、育児休業制度の普及を図ります。	商工観光課	育児休業制度に関するチラシ等を庁舎内や職業相談室内に掲示し、啓発を行った。
22	両親の育児共同参加の促進	両親学級の3回目を父親中心の内容とPRし、父親も参加しやすい教室づくりを行います。また、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図り、父母が協力し合って子育てしていこうという意識づけを図ります。 広報に、子育てに積極的に参加する男性「イクメン」についての特集記事を載せたり、子育て支援センターハニカムでも子育てを身近に感じられる機会の充実を図ります。	健康づくり課 子育て支援課	(健康づくり課) 両親学級の3回目だけでなく、他の回も参加できるように周知を行った。講義等を通じて、父母が協力しあって、子育てをしていこうという意識づけを行った。  (子育て支援課) 子育て支援センターハニカムでは、誰でも参加しやすいイベントの実施や環境づくりに努めており、両親だけでなく父のみでの参加も増えている。出張ハニカムも各地域で実施し、親と子が気軽に集まり触れ合える交流の場を広く提供することで、父が積極的に子育てに関われるよう支援を行っている。
23	労働者、事業主、地域住民等の意識改革の推進	働き方改革の観点から、関係機関と連携し、制度や先進事例を周知することにより、労働者、事業主、住民等の意識改革を推進し、労働時間の短縮及び子どもと接する時間の確保を図ります。また、広報・ホームページを利用して、子どもとのかかわり、暮らしについて考えてもらう機会をつくります。	商工観光課 子育て支援課	働き方改革や労働時間削減等に係る啓発ポスター等を庁舎内や職業相談室内に掲示した。
24	男女共同参画意識の啓発	多様な媒体を通して情報の提供を行うとともに、職場や家庭、地域において広く男女共同参画意識の高揚を図ります。 男女がともに職場や家庭、地域において能力を十分発揮できるよう、家事、育児等について、関係機関と連携を図り、情報の提供を推進します。	市民生活課	旭市男女共同参画推進懇話会を1回開催した。R7年1月に男女共同参画講演会を開催し、家事・育児等を題材に男女共同参画を呼び掛けた。 生涯学習課と協力し、「あさびー☆アカデミー」で固定的な性別の役割分担意識を題材にした男女共同参画講座の回を設けた。(R7年2月)海匠山武男女共同参画だよりを区長回覧や産業まつり、秋の家庭教育学級合同学習会で配布するとともに、広報紙を利用して男女共同参画についての啓発を行った。 男女共同参画週間においては、市役所玄関ロビーにおいて啓発パネルの展示を実施した。
25	女性の再就職への支援	銚子公共職業安定所(ハローワーク銚子)と連携し、旭市地域職業相談室等の就職相談の充実と利用を促進し、女性の再就職を支援します。	商工観光課	地域職業相談室充実のため、市として会計年度任用職員1名を雇用し、就職に係る促進を図った。 ジョブサポートセンターで行っている、女性再就職に係るセミナーの実施や啓発資料を庁舎内や相談室及び広報に掲示した。

## 基本目標2 親と子の健康づくり

### 具体的施策1 子どもと母親への健康支援

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
26	母子健康手帳交付時の個別指導	母子健康手帳交付窓口を母子保健を担当する子育て世代包括支援センターへ一本化し、保健師や助産師など専門の担当者が面接を行うことで、妊娠中からの切れ目ない支援を行います。	健康づくり課	妊娠届出数 317件 妊娠届出時に、保健師または助産師が全員面接を行い、妊娠や出産に対する思いを聞き取り、子育てへの不安や心配ごと等が軽減できるよう支援している。また、妊娠や出産、子育てに向けて、妊婦自身や乳幼児等にとって必要となるサービスを適切に選択して利用できるよう情報提供を行っている。
27	乳幼児健康診査の充実	乳児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施し、身体の発育・精神発達状況等の確認と適切な指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。 乳幼児健診未受診者には再通知や訪問・電話等で受診勧奨を行い実態把握に努め、健診後、必要な方には継続的な支援を行います。	健康づくり課	受診率は、乳児健診(4か月児)98.4%、1歳6か月児健診 98.6%、2歳児歯科健診 97.4%、3歳児健診 97.5%となっている。 健診の未受診者には再通知や訪問・電話等で受診勧奨を行い、未受診の理由の把握や状況確認に努めた。また、健診後に発育・発達・育児について支援が必要な方には電話連絡等を行い、継続的な支援を行っている。
28	予防接種事業の充実	感染症の予防と蔓延防止のため、感染症予防に対する啓発・情報提供を行い、各種予防接種に対する知識を得ることでワクチン接種率の向上につなげ、子どもたちの健康増進を図ります。また、未接種者に対し積極的勧奨を行います。	健康づくり課	各予防接種開始年齢に合わせ予診票を個別送付するほか、各種乳幼児健診での接種状況の確認や勧奨リーフレットでの説明、未接種者に対して個別通知での再度接種勧奨を実施している。
29	保健師、助産師による訪問指導の充実	母性の保護、乳幼児の健康維持・増進のために、妊婦・産婦・乳幼児等に対し、妊娠・出産・育児に関する訪問指導を行います。	健康づくり課	育児環境を把握しながら個々に応じた指導を実施している。 妊産婦 :延301件 新生児 :延181件 低体重児:延 34件 乳幼児他:延137件
30	両親学級の充実	両親学級を開催し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図り、妊娠高血圧症候群や低体重児出生の防止に努め、父母が協力し合って子育てしていこうという意識づけを図ります。また、妊婦同士の交流を図り、育児の仲間づくりを行います。	健康づくり課	両親学級1コース3回、年間5コースを開催。受講者の参加状況は、妊婦(延)192人に対して、夫(延)156人であった。 特に3回目の沐浴指導中心の回は、夫婦揃っての参加が多く、子育てに対するイメージ作りに役立っている。
31	子どもの事故防止の啓発の推進	子育て学級の内容のひとつとして、消防署の救急救命士を講師に迎え、乳児期の事故への対応を中心に保護者の実習を含めた内容で行っています。乳児期からの子どもに起こりやすい事故やケガ等への対処方法について、いざという時に備えられるよう啓発活動を行います。	健康づくり課	例年通り、消防署の救急救命士を講師に迎え、乳児期に起こりやすい事故やケガの内容を中心に保護者の方に講義を行った。 また人形やAEDを用いて、誤嚥や呼吸停止の際の救命方法を実際に体験してもらうことも行った。 各コース2回目(年間5コース)実施。 参加者81名に指導を行った。
32	むし歯予防対策の推進	幼児健康診査時個別歯科指導、保育所幼稚園巡回歯みがき教室、学校歯科健康教育、各事業時歯科健康教育、歯科相談等を実施し、むし歯予防の正しい知識の普及啓発に努め、保護者の仕上げみがき及び子どもの歯みがき習慣の定着を図ります。また、フッ化物の利用を推進します。	健康づくり課	各幼児健康診査時に全対象者に個別歯科指導を実施。(45回1043名) 2歳児歯科健診では、希望者にフッ化物塗布を実施。(15回298名) 巡回歯みがき教室(保育所・幼稚園)では、コロナ前の年2回に戻し、1回目は親子、2回目は児童を対象に、歯みがき実習を実施した。(37回808名) 歯科相談では、歯科医師による歯科診察・相談、歯科衛生士による歯科指導を実施。(6回妊婦15名・乳幼児24名)

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
33	育児相談、指導等の充実	保健センターにおいて定例の育児相談や電話・来所(面接)による健康相談を随時実施します。発達の遅れがちな子どもや育児不安を抱える保護者を対象に、「ことばや発達の相談」や「親子遊び教室」を開催します。また、子育て支援センター八二カムや家庭相談員による育児相談事業を行います。	健康づくり課 子育て支援課	(健康づくり課) 子育て世代包括支援センターで個別相談を実施している。事前予約とし、個々の相談に保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士が対応した。「ことばや発達の相談」や「親子遊び教室」を通して育てにくさを感じている子や発達の遅れのある子の保護者へ相談支援を実施。必要に応じて子育て支援センターや療育機関と連携をとっている。 ・育児や発達面についての相談を家庭児童相談員が実施。必要時、母子保健や障害担当者と連携。  (子育て支援課) 【家庭児童相談室】 ・月曜日から金曜日 ・午前9時から午後4時 子育て支援課内にある家庭児童相談室に専門の相談員が常駐し、様々な相談(不登校・ひきこもり・児童虐待・児童養育問題等)を受けた。
34	妊婦健康診査 (妊婦健康診査事業)	妊娠経過の確認や、異常の早期発見のために妊婦健康診査を定期的に受診するように、14回分の健康診査の助成を行います。	健康づくり課	妊婦届出のあった妊婦と転入した妊婦に対して受診票を交付した。基本健診受診延件数は3,813件、償還払い実施延件数は65件であった。
35	乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、子どもの成長・発達や産後の母の健康状態などについて相談やアドバイスをし、産後早期に育児不安の軽減を図ることにより、児の健全な発育を促します。	健康づくり課	訪問件数320件(うち旭市で訪問299件、里帰り先へ依頼21件)、そのほか他市から依頼を受けて実施した数は28件であった。訪問指導では、乳児の養育状況の確認や育児相談、必要なサービスの紹介を行った。また、訪問は希望されない方も電話相談や乳児健診等にて育児支援をおこなった。

## 具体的施策題2「食育」の推進

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
36	乳幼児栄養指導の充実	乳幼児期に必要な食と栄養に関する知識の情報提供を行い、年齢に応じた望ましい食生活が送れるよう相談・支援に努めます。	健康づくり課	乳幼児健康診査時に個別指導を実施。離乳食についての相談が多い乳児健診は全員に、その他の健診は栄養指導が必要な人を対象にして実施している。 離乳食教室前期の他に、令和5年度より後期・完了期の教室も開始。前期は毎月1回の年12回、後期・完了期は3か月おきに年4回実施した。両教室とも託児を再開し、参加者数もコロナ前の人数に戻りつつある。 ・前期は12回で77組99人参加(託児44人) ・後期・完了期は4回35組42人参加(託児18人)
37	妊婦等を対象とした食に関する学習の機会の推進	両親学級で講義、調理実習を実施し、妊娠中の食に関する学習の機会を提供します。また、日常の食生活についての振り返りと個別指導を充実します。	健康づくり課	両親学級参加者へ事前に食生活アンケートを郵送して食事調査を実施。食事バランスガイドに基づいてアドバイスを記入して返却。 1回目には妊婦の食事について講話、2回目に食事調査表の見方を説明して返却。必要な人へは個別指導も実施した。講話時に妊産婦へのおすすめレシピや離乳食でも活用できるだしの取り方の説明資料を配布している。

38	乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会の推進	<p>栄養士、保健推進員を中心とし、地域と連携した食育学習を行います。</p> <p>保健推進員と連携し、減塩など生活習慣病予防のために望ましい食生活を送れるよう講話や調理実習を行います。</p> <p>あさひ食育アドバイザーと連携し、安心安全な地元農水産物に関する知識の普及・食文化の継承・地産地消を通じた食育活動を実施します。</p>	健康づくり課 農水産課	<p>(健康づくり課) 子育て支援センターハニカムと連携して月1回「こどものごはんミニ講座」を毎回テーマを変えて、ハニカムに來所している乳幼児を持つ保護者対象に開催。 講話後には希望者へ個別相談も行っている。 参加者 延べ117人、個別相談24件</p> <p>(農水産課) あさひ食育アドバイザーと連携し、市内小学5,6年生を対象に、旭市の農業の様子や農産物を紹介し、地元農産物を使った調理実習(おにぎり、味噌汁作り又は苺の米粉クレープ)を開催した。 ・令和6年度実績10校(231人) ・あさひ食育アドバイザー延べ51人 また、食文化の継承として、ちばの郷土料理である太巻き寿司について、食育アドバイザーと調理実習を実施し、手順等を確認した。</p>
----	---------------------------------	---	----------------	---

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
39	保育所等を活用した食づくり等の体験活動や子どもの参加型の取り組みの促進	保育所等で年長児を対象に紙芝居やエプロンシアターを活用した食育教室を実施します。	子育て支援課	年長児を対象に、食育ボランティアの方々による、実物の野菜を見ながらの野菜クイズや紙芝居、すいとん作り体験等の食育教室を行った。(3施設)
40	保健推進員活動との連携	保健推進員の研修内容の充実を図り、地区での親子の健康づくり、食育活動を実施していきます。また、情報の収集、伝達をすることで市民と保健センターのパイプ役を担います。	健康づくり課	研修会では母子保健事業、介護予防、カルシウムアップレシビの調理実習、大腸がんについて研修を行った。 ・中央研修会4回296名参加 ・支部研修会7回89名参加 乳児健診や離乳食教室にて、託児等のお手伝いを行った。 ・離乳食教室16回54名従事 ・乳児健診 15回30名従事
41	学校における食育推進の充実	あさひ食育アドバイザーと連携し、安心安全な地元農水産物に関する知識の普及・食文化の継承・地産地消を通じた食育活動を実施します。小・中学校では、栄養教諭による食に関する指導を実施します。また、食育ボランティア等の積極的な活用(家庭科の授業等)を充実します。	農水産課 教育総務課	(農水産課) あさひ食育アドバイザーと連携し、市内小学5,6年生を対象に、旭市の農業の様子や農産物を紹介し、地元農産物を使った調理実習(おにぎり、味噌汁作り又は苺の米粉クレープ)を開催した。 ・令和6年度実績10校(231人) ・あさひ食育アドバイザー延べ51人  (教育総務課) 「栄養教諭(県職4名)による食育出前授業」では小学校11校で計44回の授業を行った。 食に関する講話を家庭教育学級(保護者等を対象)では12校、就学前検診で2校実施し、食育指導の推進を図った。

### 具体的施策3 思春期保健対策の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
42	思春期における心の問題の対応	心の問題に対応できるよう、養護教諭や市内各小・中学校に配置されているスクールカウンセラーの活用を図ります。	教育総務課	市内各小中学校に配置されている県費負担のスクールカウンセラー以外にも、市費負担のスクールカウンセラーを活用して、市内各小中学校において問題を抱える児童生徒へのカウンセリング、保護者との面談、各校担当教諭等に助言を行った。
43	地域における相談体制の充実	関係機関との連携を図りながら、思春期保健に関する相談に対して、随時対応します。	健康づくり課 子育て支援課	子育て支援課内にある家庭児童相談室に家庭児童相談員が常駐しており、関係機関と連携して思春期に関する相談に対応。高校生の妊婦の相談があった。
44	豊かな心を育てる教育の充実	中学生の保育所での職場体験や市内全中学校3年生を対象に、助産師による講義(妊娠・出産・育児、思春期保健)等を通して、豊かな心を育てる教育を実施し、思春期保健の推進に努めます。赤ちゃんふれあい体験では、事前事後でアンケートを実施し、また参加した親子にもアンケートを実施することで、より良い実施方法について検討します。	健康づくり課 子育て支援課	(健康づくり課) 助産師による「思春期のこころとからだ」「いのちの誕生に携わる助産師から伝えたいこと」をテーマに「思春期講演会」を市内中学校4校で実施。1校急遽学校の事情で未実施となったが、次年度は開催予定。 児童は、真剣に授業を受ける姿がみられ、心身の成長に伴う変化や悩みに対して「一人で抱え込まずに周りを頼っていいと思った。」「自分が今ここにいること、存在することが凄いことと感じた。」等前向きに捉えてくれる感想がきかれています。 市内4中学校実施: 238人  (子育て支援課) 市内中学2年生(17名)が、夏休み等に各保育所で職場体験を行った。園の子どもたちと触れ合い、遊びの時間などを共有することで、豊かな心を育てる教育を実施することができた。
45	学校保健の充実	性感染症予防に関する正しい知識の普及や薬物乱用防止教室を開催するなど、健康に関する啓発・学習を充実します。	教育総務課	健康診断を実施し、病気等の早期発見に努めた。各学校の実情に応じて、可能な範囲で専門の講師を招き、薬物乱用防止教室や性教育講演会等を開催し、健康に関する啓発・学習を行った。

具体的施策4 小児医療の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
46	救急法講習会の実施	消防署の救急救命士の協力を得ながら、乳児期からの子どもに起こりやすい事故やケガ等への対処方法について、いざという時に備えられるよう子育て学級内で啓発活動を行います。	健康づくり課	例年通り、子育て学級で消防署の救急救命士を講師に迎え、乳児期に起こりやすい事故やケガの内容を中心に保護者の方に講義を行った。(年間5コース) また人形やAEDを用いて、誤嚥や呼吸停止の際の救命方法を実際に体験してもらうことも行った。 参加者81名に指導を行った。
47	救急医療体制の整備、充実	旭中央病院で、24時間救急診療体制を実施していますが、引き続き、休日や夜間の救急診療体制の充実に努めます。	旭中央病院	令和6年度は、365日24時間救急診療体制を提供し、受診者42,135人のうち小児患者7,101人の診療を行った。

基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり

具体的施策1 児童の健全育成

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
48	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実	市内全15小学校区22放課後児童クラブで実施しており、各小学校区のニーズに見合った、受入れ体制の整備及び施設の充実に努めます。	教育総務課	市内全15小学校区、22放課後児童クラブで実施。 高学年を受入れ、待機児童の解消に努めた。延長保育、土曜保育により保護者のニーズに合った受入れを行った。
49	放課後児童健全育成事業(民間放課後児童クラブ)の充実	子ども福祉事業者等に働きかけを行い、特色ある受入れ体制が期待される民間放課後児童クラブの整備及び運営に対し支援を実施します。	子育て支援課	令和6年度民間事業者からの整備及び運営に関し希望なし。利用ニーズの把握に努める。
50	公民館、青少年教育施設等の社会資源を活用した取り組みの推進	放課後に小学校で実施する「子ども工作教室」では、万華鏡、キーホルダー、ポップアップカード作りを市内小学校で実施するほか、土日に施設を利用した「子ども向け講座」では、囲碁、英会話、書道や親子で体験できる講座、東総工業高等学校の協力を得て実施するものづくり科学教室、人形劇やミュージカル、映画等の鑑賞会を開催します。	生涯学習課	【子ども工作教室】 ・万華鏡教室(5回) ・キーホルダー教室(15回) ・ポップアップカード(2回) ・アクアキャッチャー教室(2回) 【子ども向け講座】 ・子どもシアター(4回) ・着ぐるみ人形劇(2回) ・子どもミュージカル(2回) ・親子ふれあい教室(4回) ・科学工作教室(6回) ・読み聞かせ・子どもえいが会(10回) ・子ども囲碁教室(23回) ・子ども書道教室(10回) ・子ども料理教室(1回) ・子どもセミナー 親子陶芸教室(2回) ・子どもセミナー 親子押し花教室(1回) ・親子料理教室(2回)
51	子ども会、地域ボランティア、自治会等の人的資源を活用した取り組みの推進	子どもパークゴルフ大会、親子地曳網体験、キャンプ場宿泊体験、書初め展などを実施します。	生涯学習課	旭市子ども会育成連絡協議会で下記事業を実施。 ・子ども会デイキャンプ ・子ども会かるたレク交流会 ・子ども会餅つき体験 ・子どもパークゴルフ大会  ・東総子ども会育成連絡協議会で、講演会、指導者講習会、育成者講習会を実施。 ・東総地区の青少年相談員連絡協議会で課題研修会を実施。
52	保育所等を開放した子育て相談や在宅児の交流等の推進	保育所等で園庭開放を実施し、子育て相談や在宅児との交流等の地域活動事業を推進します。	子育て支援課	公立保育所では、原則毎月1回の園庭開放を実施し、地域活動事業の推進を図った。

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
53	地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進	保育所等や小学校の運動会などの行事へ地域の高齢者を招待するなど、世代間の交流を推進します。	子育て支援課 社会福祉課	(子育て支援課) 一部の保育所で、運動会等の行事に地域の高齢者を招待し、世代間交流の推進を図った。  (社会福祉課) 旭市敬老大会において、保育所等が遊戯や歌を発表することにより、世代間交流を図った。
54	子どもの社会参加、意見表明の推進	小・中学生が、実際の議場で議会を体験することで地方自治・議会制度や市政への理解を深めるとともに、子ども達の意見を市政に反映します。小・中学生の意見発表の機会を設けて、青少年の夢、希望、思いを大人に伝えます。	総務課 生涯学習課	(総務課) 市内全ての小・中学校が参加した子ども議会を7月に実施し、20名のこども議員から市政に対して質問してもらい、実際の議場で議会を体験することにより、地方自治・議会制度への理解を深めることに寄与した。  (生涯学習課) 市内の小・中・高校生及び青年が参加する青少年意見発表大会を11月に実施した。11名の発表者が来場者(170名)の前で発表し、自身の主張を伝える力を身につける機会を設けることにより、青少年の意見表明の推進に寄与した。
55	多世代交流拠点施設「おひさまテラス」の整備【新規】	旭中央病院の隣接地に整備予定の「生涯活躍のまち」の中に、屋内型の多世代交流拠点施設「おひさまテラス」を整備します(令和4年度供用開始予定)。 本施設では、「遊ぶ・食べる・学ぶ・つくる・働く・育む」の6つの活動を柱に、子どもから高齢者まで全世代に対応した生涯活躍プログラムを展開していきます。	企画政策課	令和4年度に供用を開始。誰でも自由に無料で利用可能な屋内公園や読書スペース等のほか、年間を通じて138件に及び多種多様なイベント等を企画・実施し、年間累計で約16万人の来場があった。  来場者の年代は、0～10代までが42.0%と一番高く、30代が16.5%、40代が11.9%となっており、屋内公園等で楽しく遊んだりしながら、多くの子育てで家族にご利用いただいた。

### 具体的施策2 家庭教育支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
56	発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供の促進	「家庭教育学級」では、年に2回、合同学習会で講演会を開催します。 「3歳児わくわく子育て教室」では、子育ての学習、仲間づくりを1年間通して推進します。 「ブックスタート事業」では、4か月健診時に絵本をプレゼントし、読み聞かせを行います。	生涯学習課	「家庭教育学級」では、5月と11月に合同学習会を開催した。 ・5月:参加者141名 ・11月:参加者80名 「ブックスタート事業」では、4か月健診時に絵本をプレゼントし、読み聞かせを行った。

### 具体的施策3 地域の教育力の向上

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
57	世代間交流の推進	地域と学校との連携・協力による世代間の交流を推進します。	教育総務課	市内各小・中学校への取組の重点として「地域と関わり成長する子ども」を示し、地域とともに歩む学校づくりを推進し、各種の交流活動を推進するよう求めた。 市内すべての小・中学校で学校運営協議会を設置し、地域・家庭と学校が育成を目指す子ども像や学校像を共有し、お互いの連携・協働体制づくりをスタートさせた。
58	学校の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備	公立の小学校、中学校及び高等学校の運動場、体育館等の体育施設を、教育委員会に登録した団体に、学校教育上支障のない範囲で開放します。	スポーツ振興課	市内小・中学校(20校)において地域開放を実施し、133のスポーツ団体(総合型地域スポーツクラブ1団体含む)が登録・利用した。

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
59	生涯スポーツのための指導者の育成、確保、指導方法の工夫、改善	市又は教育委員会が実施する各種スポーツ大会(市民体育祭、健康体力づくりフェスティバル、市民駅伝、旭市飯岡しおさいマラソン大会)の企画、実施します。	スポーツ振興課	あさひスポーツフェスティバル、市民駅伝及び旭市飯岡しおさいマラソン大会を開催した。また、多くの人が障がいに対する理解を深める共生社会を推進するため、パラ卓球(肢体不自由者卓球)の拠点活動を実施した。
60	地域を主体としたスポーツの普及	各種スポーツ教室、市民マラソン大会、駅伝大会、健康体力づくりフェスティバルの開催などにより、健康づくりを図ります。	スポーツ振興課	社会体育施設(12施設)の民間事業者による管理運営を行い、自主事業として参加しやすいスポーツ教室等を開催した。また、あさひスポーツフェスティバル、市民駅伝及び旭市飯岡しおさいマラソン大会の開催、パラ卓球(肢体不自由者卓球)の拠点活動を実施した。
61	地域の育成団体との連携の充実	子どもパークゴルフ大会、親子地曳網体験、キャンプ場宿泊体験、書初め展などを実施します。東総子ども会育成連絡協議会事業で、「講演会」、「指導者講習会」等を実施し、子ども会の活動を支援します。東総地区の青少年相談員連絡協議会でも、指導者としての技術を習得する「課題研修会」を実施します。	生涯学習課	(青少年相談員連絡協議会) じゃがいもほり体験や宿泊体験(2回)などの青少年健全育成活動を通じて、子どもと共に活動することで、相談員の資質向上と地域との連携が図られた。 海匠地区の課題研修会では、ドッジボールの審判講習と救命救急を体験し、相談員としての技術習得並びに活動意欲の向上が図られた。  (子ども会育成連絡協議会) デイキャンプや子供パークゴルフ大会などを実施した。 東総子ども会育成連絡協議会では、各種講習会を開催し、指導者や育成者としての見識を深めてもらうことで、各単位子ども会の活動を支援した。

#### 具体的施策4 幼児教育の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
62	幼稚園・認定こども園・保育所(園)等における教育活動、教育環境の充実	教育環境の一層の充実を図り、遊びを中心とした様々な体験を通して主体的に遊ぶ力、豊かな心、自立心及び健やかな体を育むとともに、地域に開かれ保護者に信頼される就学前の教育施設づくりを推進します。また、脳の発育が盛んな幼児期に、英語講師による遊びや音楽などを通じて英語に触れさせることで、興味や関心を高める目的で、公設公営の保育所において、英語教室を実施します。	子育て支援課	市内公立保育所において、年長児を対象に、英語教室(年10回)や、スポーツ教室(年5回)を実施した。
63	幼稚園・認定こども園・保育所(園)等と小学校の連携体制の構築	幼稚園・認定こども園・保育所(園)等と小学校との情報交換を通して、一貫した指導や支援が引き継がれるようにするため、旭市就学支援ステップシートの更なる活用に努めます。	教育総務課 子育て支援課	(教育総務課) 旭市就学支援システムとして「旭市就学支援ステップシート」が保育所(園)・幼稚園等から小学校・中学校へ、さらに保護者の任意により高等学校まで引き継がれた。「保幼・小連絡会」「小・中連絡会」とともに、一人一人の子供に対し一貫した支援体制ができ、ニーズに応じた教育的支援が図られた。  (子育て支援課) 市内教育・保育施設では、新たに就学する児童が一貫した指導や支援が引き継がれるよう、児童が入学する小学校の教諭と担任保育士とで、旭市就学支援ステップシートなどを活用し、入学前面談を行うなど情報を共有し、必要な支援を行った。

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
64	幼児教育への助成の充実【新規】	新制度に移行していない幼稚園における保護者の経済的負担を軽減するため、入園料・保育料に対して補助します。保育が必要と認められた場合、預かり保育料に対して補助します。旭市独自の取り組みとして、第3子以降(18歳までの子どもの中で3番目以降)の子どもの給食費等に対して補助します。	教育総務課	少子化対策の一環として、私立幼稚園に通園する園児の入園料・保育料等を補助する事により保護者の経済的負担の軽減を図った。また、市独自の取り組みとして、第3子以降(18歳までの子どもの中で3番目以降)の子どもの給食費等に対して補助した。  幼稚園施設等利用費 (入園料・給食費を除く保育料)51人 (預かり保育利用料) 21人  旭市私立幼稚園第3子以降保育料等補助金 (入園料・保育料・給食費) 10人
65	幼児教育アドバイザーの配置・確保等【新規】	幼稚園、保育園、認定こども園等を通して幼児教育の更なる質の向上を図るため、各施設等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の配置・確保を行い、旭市における幼児教育の推進体制を構築します。	子育て支援課	千葉県の保育アドバイザー派遣事業を活用し、民間保育所において保育アドバイザーの派遣を受け付け、保育の質の向上を図った。
66	幼児教育・保育無償化制度【新規】	「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育の利用料が無償化されました。急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課	3歳以上児の保育料、給食費、幼稚園等の預かり保育利用料を無償化するとともに、3歳未満児の非課税世帯についても同様に無償化を行い、子育て世帯の負担軽減を図った。市独自施策として18歳までのお子さんから数えて第3子以降の児童の保育料・給食費の免除の対象拡大を行った。

#### 具体的施策5 学校教育の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
67	個に応じた指導の充実	学力の向上を図るとともに、児童生徒への支援のため、学級担任等を補助し、きめ細かな指導を行う教諭補助員を配置します。	教育総務課	学力の向上を図るとともに、児童生徒への支援のため、学級担任等を補助し、きめ細かな指導を行う教諭補助員を市内20校に36名配置した。
68	読書活動の充実	学校図書館司書の配置の拡充を進め、学校図書館の活性化や効果的活用、読み聞かせ、調べ学習等を推進するとともに、蔵書整理、貸し出し等、図書館機能のさらなる充実を図ります。	教育総務課	会計年度任用職員として、学校図書館司書を5人採用。1人4校ずつ割り振り、年間を通して学校図書室に配置した。図書室の環境整備や蔵書管理・貸し出しサポートにとどまらず、読み聞かせや調べ学習、市図書館との協力など学校の図書主任と連携して、教育の充実に努めた。
69	情報教育の推進	情報活用能力の向上を図るため、教科指導等における情報化を推進します。	教育総務課	教職員に対して旭市ポータルサイト「Asahi GIGA School for Teachers」によるタブレットの活用方法の情報提供やICT授業マイスター育成事業における管理職・指導主事の指導により教職員のリテラシー向上を図り、授業実践に生かせる情報を共有することで、教科指導における教育の情報化を推進した。
70	特色ある学校づくり	「学校いきいきプラン事業」により、各小・中学校が主体性を発揮し、創意工夫を活かして教育の活性化を図り、特色ある学校づくりを推進します。	教育総務課	市内全ての小・中学校が本事業を活用した。文化・芸術活動や講演会、地域人材の活用、各種体験教室等、各学校の実態に合わせ、創意工夫を生かした事業が実施された。各校とも、特色ある学校づくりが進められるとともに、教育の活性化が図られた。

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
71	部活動への外部指導者の活用や地域との連携	中学校の部活動において、専門的な指導を必要とする場合、地域の指導者が支援します。	教育総務課	令和5年度より2名増員し、10名の部活動指導員を採用したことにより、専門的な指導を受けられる生徒が増加した。さらに、教職員の部活に係る時間も削減され、働き方改革につながった。
72	キャリア教育の推進	学習や生活の見通しを立て、自らを振り返ることで、新たな意欲化を図ります。そして自分の役割や将来の生き方を考え、キャリア発達を促す活動を推進します。	教育総務課	市内各小・中学校に将来の生き方や働き方につながるキャリア教育の推進を求めた。各学校において職業人を招いての懇談会等を実施、その充実を図った。
73	長欠・不登校児童生徒対策の充実	30日以上欠席者を対象に「旭市長欠対策協議会」を開催し、関連諸機関と連携した対応の充実を図ります。 適応指導教室で、不登校児童に対し、個性の伸長及び社会性の育成を図り、在籍する学校への復帰を目指すとともに、社会的自立に向けた支援を行います。	教育総務課 子育て支援課	(教育総務課) 児童生徒について「旭市長欠対策協議会」を開催したり、適宜ケース会議を実施した。学校関係者だけでなく、北総教育事務所海匠分室生徒指導専任指導主事、香取・海匠地区訪問相談担当教員、県スクールソーシャルワーカー、旭市子育て支援課家庭相談員、民生委員・児童委員、旭市適応指導教室指導員に参加協力を依頼し、児童生徒の対応について協議した。  (子育て支援課) 【家庭児童相談室】 教育総務課が設置する「旭市長欠対策協議会」の関連諸機関として、家庭児童相談室が位置付けられており、連携した対応を図った。  小中学校で長欠児童に関する会議に出席。対象児童に対する助言を行った。
74	教育相談活動の充実	小・中学校における問題行動、不登校、適応指導教室の児童生徒への対応として、スクールカウンセラーの有効活用など相談、指導の充実を図ります。	教育総務課	派遣依頼のあった学校へ市スクールカウンセラーを派遣し、問題を抱える児童生徒へのカウンセリングや保護者への相談活動、学校教職員への指導・助言を行った。また、旭市適応指導教室「フレンドあさひ」にて、児童生徒の登校支援やカウンセリング等を行った。さらに、保護者への相談活動も行った。 市スクールカウンセラーによる児童生徒への発達検査を実施し、学校や関係機関と連携し指導を充実させた。
75	教職員研修の充実	市内小・中学校の教職員の専門性や指導力を向上させるための研修を、層別・課題別に充実します。	教育総務課	校長会議6回、教頭会議4回、道徳教育研修会1回、外国語教育研修会3回、若手教員スキルアップ研修会5回、長欠対策研修会2回、教務主任研修会3回、特別支援教育研修会1回、ICT教育研修会5回実施した。

## 基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり

### 具体的施策1 子どもの安全の確保

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
76	交通安全教育の推進	「ベコちゃんクラブ」により幼児に対する交通指導、小学1年生を対象とした交通指導、小学生への自転車の乗り方指導を実施します。 幼稚園・保育所(園)等や小学校、中学校において交通安全に対する実践的態度を育成するため、交通安全教室を実施します。	市民生活課	幼稚園・保育所(園)等では、21施設ごとに段階的に3回(鶴巻保育園のみ園都合で2回)の交通安全教室(ベコちゃんクラブ)を実施した。 小学校では15校の1年生に歩行、3～4年生に自転車の乗り方について交通安全教室を実施した。 中学校では、5校の1年生に自転車に関する交通安全教室を実施した。

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
77	チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を実施するとともに、広報や子育て学級において周知を図ります。	市民生活課	着用推進月間にあわせて、広報紙・ホームページ・デジタルサイネージで啓発を実施した。啓発チラシを庁舎パンフレットスタンドや市施設へ配架し、周知を図った。
78	子どもを犯罪等から守るための取り組み	警察署、各学校等からの情報をもとに、不審者情報メールを配信し、学校や保護者と情報を共有します。学校警察連絡委員会や青少年センターを中心に、関係諸機関と連携し、犯罪の未然防止を図ります。	教育総務課	各学校からの情報を素早く不審者情報メールで配信した。令和6年度末時点で2,550件(昨年度同月比+42)の登録者数となり、多くの保護者、関係者に情報の提供をすることができた。令和6年度の不審者情報は、20件報告があり、12件配信した。
79	学校付近や通学路等における学校関係者や防犯団体等と連携したパトロール活動の推進	防犯指導員及びスクールガードリーダーによる防犯パトロールと見守り活動を実施します。地域ごとにPTA防犯パトロールを実施するほか、関係機関と協働して防犯、安全のための啓発物資の配付活動を実施します。	総務課 生涯学習課 教育総務課	(総務課) 防犯指導員と連携し、小・中学生の登校時に見守り活動を3回実施した。 会計年度任用職員による下校時の防犯パトロールを年238回実施した。  (生涯学習課) 保護者あてに啓発物資の配布活動を6月に実施した。  (教育総務課) 定期的な登校時の朝パトロールやスクールガード・リーダーにおける学校の見回り及び下校時の見守りパトロールを実施した。また、教研集会時(市内一斉下校時)のパトロールも市内生徒指導担当者とともに実施した。 関係機関及び学校との特別パトロールは、関係団体の協力をいただきながら実施した。
80	子どもが犯罪の被害に遭わないようするための不審者対応訓練の実施	小・中学校において、警察、青少年センター等の外部講師による不審者対応の訓練を実施します。	教育総務課	不審者対応訓練を各学校の依頼により、警察、青少年センター等が外部講師となり訓練を実施した。
81	「子ども110番の家」配置の推進	小学校区ごとに緊急避難場所である「子ども110番の家」の設置依頼をし、防犯協力体制の強化を図ります。	教育総務課	子ども110番の家を小学校区ごとに依頼し、防犯体制づくりを継続している。要望に応じて、古くなった110番の家の看板を交換した。令和6年度末の登録件数は、544件(昨年度比-6)となっている。
82	安全管理に関する取り組み	小学校において、校内で発生した事件や事故などに迅速に対応するため、緊急通報システムの維持・管理をします。	教育総務課	管理者の異動があった学校に対し、緊急通報用登録番号の変更を実施した。

具体的施策2 子育てを支援する生活環境の整備

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
83	安全な道路環境の整備	交通安全施設の維持管理等に努めるとともに、安心して歩行できる歩道の整備を推進します。また、関係機関に対し道路標識や路面標示の設置等による安全対策を要請し、すべての市民が安全に利用できる道路環境の整備を図ります。	建設課 市民生活課	(建設課) 歩行者等の安全確保のため、防護柵等の交通安全施設の設置・更新を行った。加えて、国道の交通安全施設の設置・更新は千葉県海匠土木事務所、横断歩道や一時停止の設置・更新は旭警察署に要望し、関係機関と連携して安全な道路環境の整備に取り組んだ。  (市民生活課) 交通安全施設に関する要望等があれば、建設課及び関係機関等の担当部署へ対応を依頼した。電柱幕で対応できる箇所については、設置を行った。
84	通学路の整備	通学路合同点検等に基づいて、危険箇所の事故防止対策や区画線等の路面標示の設置、カラー舗装化による歩車道の分離など、危険度や優先順位を勘案しながら関係機関と協力して、安全・安心な通学路の整備を推進します。旭市通学路交通安全プログラムに基づいて整備を進めるとともに、旭市通学路安全推進会議を設置します。	教育総務課 建設課 市民生活課	(教育総務課) 平成27年から始まった、通学路点検プログラムに基づき、中央小、琴田小、共和小、中和小、鶴巻小の5校の合同点検を実施した。90件が対策箇所とされ、各担当機関にて対策が実施された。  (建設課) 教育総務課が主管となり、旭市通学路交通安全プログラムに基づく合同点検を行った。令和4年度より、合同点検実施小学校5校の他、点検校以外の小学校と中学校の通学路点検を行っている。点検を通じ危険箇所の把握と改善方法を各関係機関(旭警察署、千葉県海匠土木事務所、学校関係者、地域住民代表)と確認・共有した。点検の結果、市道区間では、転落防止柵の補修、区間線や路面標示の設置等を行い、通学路の安全確保に努めた。  (市民生活課) 教育総務課主催の合同点検及び緊急合同点検により、電柱幕の要望があった箇所に設置を行った。劣化が著しい電柱幕は、その都度交換した。
85	公共施設等のバリアフリー化	子ども、障害者、高齢者等すべての人が安全で安心して利用できるよう、公園、公共施設の改修、新設の際に「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、各公園施設の立地条件を踏まえ、計画的なバリアフリー化を推進します。	都市整備課	新たに設置した都市公園施設はないが、既存の優先駐車場区画線を補修した。
86	子育て世帯への情報提供	各種のバリアフリー施設、市内公園施設のバリアフリー化状況を詳細に把握し、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供に努めます。	都市整備課	バリアフリー対応している公園や、小さな子どもが遊ぶことのできる公園施設(袋公園の噴水など)を市のホームページ等で紹介した。
87	通学路や公園等における防犯灯の整備の推進	犯罪のない住み良い環境づくりのため、防犯灯設置を推進し、夕暮れ時の安全確保を図ります。	総務課	令和6年度は、防犯灯16基を新設した。
88	広報啓発活動による防犯意識の高揚	防犯に関する啓発活動を実施します。	総務課	旭市防犯週間に合わせて、7月2日に防犯講演会を開催した。また、警察署と協力して啓発物資等を配布しながら防犯意識の高揚を図った。
89	地域ぐるみの防犯体制の強化	安全で安心なまちづくりのため、市及び市民、事業者、警察等が一体となった防犯対策の推進を図ります。	総務課	産業まつりにおいて、旭市防犯組合連合会の活動として、アンケート回答者に防犯啓発物資を配布した。

具体的施策3 有害環境対策の推進

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
90	有害環境対策の推進	学校、PTA、子ども会、区長等が参集し、インターネットやSNSの危険性や取扱いについての情報共有を図り、有害情報が子どもの目にふれないように要望していきます。	生涯学習課 教育総務課	(生涯学習課) 下記の5校において、次の内容で集会が実施された。 ・琴田小「ネット安全教室『SNSを正しく使おう』」 ・鶴巻小「情報モラル教室」 ・旭二中「ネット安全教室」 ・飯岡中「情報モラル教室」 ・干潟中「スマートフォン安全教室」  (教育総務課) 朝の登校時に合わせて特別パトロールを実施し、子どもの安全・見守りを行った。また、子ども達が集まる店舗等に立ち寄り、有害情報の有無等の確認を行った。 「情報モラル教室」の開催にあたり、指導主事の派遣を行った。
91	情報モラル教育の推進	インターネットの適切で安全な利用や長時間利用の弊害、メディアへの過度な依存等を含めた情報モラル教育を推進します。	教育総務課	市内小中学校の依頼を受けて、児童生徒、保護者に対して携帯・スマートフォンに関する安全教室等を開講し、情報モラル教育を推進した。

基本目標5 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

主要課題1 児童虐待防止対策の強化

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
92	虐待防止ネットワークづくり	市町村が中心となって児童虐待防止相談の窓口として対応するにあたり、市及び児童相談所等関係機関による「旭市要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域における児童虐待防止のネットワークづくりに取り組んでいます。 また、児童虐待を発見した場合の通告及び連携体制を整備し、早期発見、早期対応への取り組みを推進します。さらに、児童相談所等関係機関との連携を深め、総合的な支援を図ります。	子育て支援課 市民生活課 教育総務課	(子育て支援課) 年6回の旭市要保護児童対策地域協議会実務者会議にて虐待ケースの対応について協議をしている。また、代表者では旭中央病院仙田先生が講師として児童虐待についての研修会を開催した。  (市民生活課) DV相談等で児童に関連する事案や児童がいる家庭の案件について、子育て支援課と情報を共有するとともに、協力して支援を行った。また、旭市DV等対策連絡会議を開催し、庁内の関係課との相互連絡・情報共有を行った。  (教育総務課) 各校と連携するとともに、「旭市要保護児童対策地域協議会」関係機関による迅速な情報共有を行い、早期対応をしている。
93	育児不安や虐待等に関する相談体制の整備	保健センター、子育て支援センターハニカム、幼稚園・保育所等及び家庭相談員により相談事業を実施し、家庭における育児ストレスや悩みを緩和し、虐待等の防止を図ります。	子育て支援課 健康づくり課	(子育て支援課) 関係機関と連携して家庭児童相談員が対応。保護者の不安やストレスの緩和に務めた。  (健康づくり課) 子育て世代包括支援センターと連携した妊娠届出時の全員面接や妊娠7～8か月アンケート、妊娠後期電話相談や子育て相談、赤ちゃん全戸訪問事業、乳幼児健康診査等あらゆる機会を通じて、育児支援を要する家庭を早期に発見し、継続した支援を行うことで虐待防止を図っている。

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
94	幼・保・小・中における児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止法を教職員に周知し、学校等における児童虐待の早期発見に努め、関係機関への速やかな通報と支援の連携を図ります。	教育総務課 子育て支援課	(教育総務課) 市内各小・中学校に該当児童生徒の毎月の情報提供を依頼して、児童生徒の虐待の早期発見に努めた。また、日常からの連絡をお願いし、適宜集まった情報を子育て支援課に提供し、早期の情報共有、対応に努めた。必要な内容について、要保護児童対策地域協議会で対応を検討した。  (子育て支援課) 要保護児童対策地域協議会を通して関係機関への児童虐待の対応について共有を図った。
95	地域における相談活動の充実	民生委員、児童委員、人権擁護委員等の相談活動を通じて地域における支援対象者の早期発見に努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりを図ります。	社会福祉課 市民生活課	(社会福祉課) 民生委員・児童委員による見守り相談活動の実施により、地域における支援対象者の早期発見や、適切な行政窓口等への連携を図った。 また、民生委員・児童委員に対する理解を深めてもらうため啓発活動を実施したほか、各種研修・会議などにより知識の習得や相談技術の向上に努めた。  (市民生活課) 人権・行政相談を毎月1回第2火曜日に実施した。 令和6年度実績:12回
96	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに対するカウンセリング	スクールカウンセラー、家庭相談員等による面接、電話相談の実施及び関係機関との連携により、きめ細やかな支援を推進します。	教育総務課 子育て支援課	(教育総務課) 学校及び保護者からの申請により、市カウンセラーが学校または市役所のカウンセリングルームで、児童生徒、保護者へのカウンセリングを行った。必要に応じて、教職員への指導、助言を行った。  (子育て支援課) 被害にあった子どもに対するカウンセリング実施はなし。必要時、関係機関と連携して対応する。
97	相談体制の充実	家庭相談員等による家庭訪問や電話での助言を随時実施し、相談しやすい環境づくりと、相談窓口の周知啓発を図ります。子どもや家族の方々をはじめどなたからの相談にも応じています。	子育て支援課	随時、家庭児童相談員を2名配置して相談業務を行っている。広報や学校警察連絡委員会等で家庭児童相談室の周知を行っている。
98	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)は、保護者の疾病、出産、看護あるいは事故等によって、児童の養育が困難になった場合、子どもを児童福祉施設等で一時的に養育、保護する事業です。多様な保育の充実を図るとともに、民間事業所等への普及に努めます。	子育て支援課	子育て短期支援事業を実施できる事業所が無い。引き続き、民間事業所等へ打診していく。
99	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築【新規】	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターを設置し、産後も安心して子育てができるように、産後ケア事業、産婦健康診査助成、産前・産後サポート事業などの事業を展開していきます。	健康づくり課	R5年度より産後ケア事業の宿泊型に加えて、通所型も開始。 産後1年以内の母子を対象に、身体的ケアや保健指導、母への心理的ケア、授乳などの育児手技の指導等を、きめこまやかに利用できる機会を提供することで、不安の軽減を図り、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援していく。  利用人数 宿泊型:実6人 延6人 利用日数:延14日 通所型:実12件延18件利用日数:延18日
100	子ども家庭総合支援拠点の整備【新規】	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、その他必要な支援を継続的に行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。	子育て支援課	家庭相談員3名を配置し、相談・支援の体制を整えた。令和7年度からのこども家庭センター設置に向け、関係課と協議を行った。

具体的施策2 ひとり親家庭への支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
101	ひとり親家庭等の福祉の充実	児童扶養手当の給付事業の実施及びひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭等生活向上事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業を推進します。 母子家庭等に対し、保育所、放課後児童クラブの入所等優先的な配慮を図ります。	子育て支援課	離婚等によりひとり親家庭となった父母等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を目的に児童扶養手当を支給した。 支給額 217,704,410円 延5,097人  ひとり親家庭等医療費等助成事業については、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け福祉の増進を図るため、保険診療分の医療費の一部を助成した。 助成額 20,661,303円
102	ひとり親家庭への就労支援	母子家庭自立支援のために、職業訓練に必要な経費の補助や就学期間中の経済的支援を実施するとともに、制度の周知啓発を図ります。 ひとり親家庭等の就労促進のため、ハローワークにつなぎ、相談会を設けるなど、就労支援に努めます。	子育て支援課	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金等について、市のホームページに掲載し、周知を図った。また、利用を希望するひとり親に対し面談等を行い、資格取得や就労に向けての計画を具体的に検討し、就学へつなぐことができた。
103	母子父子自立支援員による支援の充実	母子父子自立支援員による、母子家庭等に対する相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	子育て支援課内に母子父子自立支援員が常駐し、職員と連携しながらひとり親の自立に向けた支援策等について相談を受け付けている。就労に有利な資格取得等に向けて、助言を行った。
104	母子父子寡婦福祉資金の貸付	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいないひとり親に対し、就業や就学、生活、結婚などの各種の資金貸付(無利子)を行います。	子育て支援課	貸付を希望するひとり親に対し、今後の生活設計や償還計画等についての面談を実施した。収支の見直しや、保護者の就労状況等についても助言、指導を行った。 高校・大学進学時の就学支度資金や修学資金の相談が多いため、修学支援制度や給付型奨学金等、その他の有利な制度についても案内した。
105	子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)は、ひとり親家庭の保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設等で一時的に養育、保護する事業です。多様な保育の充実を図るとともに、民間事業所等への普及に努めます。	子育て支援課	子育て短期支援事業を実施できる事業所が無い。引き続き、民間事業所等へ打診していく。

具体的施策3 経済的に困難を抱える子ども・家庭への支援

①早期発見のための取組の強化

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
106	乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん全戸訪問事業) 【再掲】No.35	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、子どもの成長・発達や産後の母の健康状態などについて相談やアドバイスをし、産後早期に育児不安の軽減を図ることにより、児の健全な発育を促します。	健康づくり課	訪問件数320件(うち旭市で訪問299件、里帰り先へ依頼21件)、そのほか他市から依頼を受けて実施した数は28件であった。訪問指導では、乳児の養育状況の確認や育児相談、必要なサービスの紹介を行った。また、訪問は希望されない方も電話相談や乳児健診等にて育児支援をおこなった。

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
107	育児相談、指導等の充実【再掲】NO.33	保健センターにおいて定例の育児相談や電話・来所(面接)による健康相談を随時実施します。発達の遅れがちな子どもや育児不安を抱える保護者を対象に、「ことばや発達の相談」や「親子遊び教室」を開催します。子育て支援センターハニカムや家庭相談員による育児相談事業を行います。	健康づくり課 子育て支援課	(健康づくり課) 子育て世代包括支援センターで個別相談を実施している。事前予約とし、個々の相談に保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士が対応した。「ことばや発達の相談」や「親子遊び教室」を通して育てにくさを感じている子や発達の遅れのある子の保護者へ相談支援を実施。必要に応じて子育て支援センターや療育機関と連携をとっている。 ・育児や発達面についての相談を家庭児童相談員が実施。必要時、母子保健や障害担当者と連携。  (子育て支援課) 【家庭児童相談室】 ・月曜日から金曜日 ・午前9時から午後4時 子育て支援課内にある家庭児童相談室に専門の相談員が常駐し、様々な相談(不登校・ひきこもり・児童虐待・児童養育問題等)を受けた。
108	乳幼児栄養指導の充実【再掲】No.36	乳幼児期に必要な食と栄養に関する知識の情報提供を行い、年齢に応じた望ましい食生活が送れるよう相談・支援に努めます。	健康づくり課	乳幼児健康診査時に個別指導を実施。離乳食についての相談が多い乳児健診は全員に、その他の健診は栄養指導が必要な人を対象にして実施している。 離乳食教室前期の他に、令和5年度より後期・完了期の教室も開始。前期は毎月1回の年12回、後期・完了期は3か月おきに年4回実施した。両教室とも託児を再開し、参加者数もコロナ前の人数に戻りつつある。 ・前期は12回で77組99人参加(託児44人) ・後期・完了期は4回35組42人参加(託児18人)
109	母子父子自立支援員による支援の充実【再掲】No.103	母子父子自立支援員による、母子家庭等に対する相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	子育て支援課内に母子父子自立支援員が常駐し、職員と連携しながらひとり親の自立に向けた支援策等について相談を受け付けている。就労に有利な資格取得等に向けて、助言を行った。
110	地域における相談活動の充実【再掲】No.95	民生委員、児童委員、人権擁護委員等の相談活動を通じて地域における支援対象者の早期発見に努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりを図ります。	社会福祉課 市民生活課	(社会福祉課) 民生委員・児童委員による見守り相談活動の実施により、地域における支援対象者の早期発見や、適切な行政窓口等への連携を図った。 また、民生委員・児童委員に対する理解を深めてもらうため啓発活動を実施したほか、各種研修・会議などにより知識の習得や相談技術の向上に努めた。  (市民生活課) 人権・行政相談を毎月1回第2火曜日に実施した。 令和6年度実績:12回

## ②生活支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
111	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活が維持することができなくなるおそれのある者)に対し、必要に応じた包括的な支援を行い自立の促進を図ります。	社会福祉課	生活保護に至る前の段階で生活困窮者に対し、自立相談支援事業の支援や、住居確保給付金の支給等を行い、自立の促進に努めた。
112	母子父子専婦福祉資金の貸付【再掲】No.104	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいないひとり親に対し、就業や就学、生活、結婚などの各種の資金貸付(無利子)を行います。	子育て支援課	貸付を希望するひとり親に対し、今後の生活設計や償還計画等についての面談を実施した。収支の見直しや、保護者の就労状況等についても助言、指導を行った。 高校・大学進学時の就学支度資金や修学資金の相談が多いため、修学支援制度や給付型奨学金等、その他の有利な制度についても案内した。
113	障害児在宅福祉サービス等の充実	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の充実を図ります。また、補装具費支給事業、日常生活用具給付事業、日中一時支援事業、移動支援事業を推進します。 満3歳になって初めての4月1日から3年間は、児童発達支援等の利用者負担額が無償になります。	社会福祉課	家族の意向や状況を把握し、各々のニーズに応じた支援が受けられるよう関係機関と連携し検討を行い、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援につながるよう努めた。また、障害児に対する補装具費支給事業、日常生活用具給付事業、日中一時支援事業、移動支援事業等の地域生活支援を実施、推進した。

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
114	生活保護制度	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。保護は生活扶助とその他の扶助(教育・生業・医療等)があり、保護を受ける人の世帯構成や収入等の状況に応じて、その全部又は一部が適用されます。	社会福祉課	面談等により生活に困窮する方の状況を的確に把握し、必要な保護を行った。 また、生活保護に至らないケースでも相談内容によって他法・他施策の活用や自立支援機関との連携により自立に向けた支援を行った。
115	公民館、青少年教育施設等の社会資源を活用した取り組みの推進 【再掲】No.50	放課後に小学校で実施する「子ども工作教室」では、万華鏡、キーホルダー、ポップアップカード作りを市内小学校で実施するほか、土日に施設を利用した「子ども向け講座」では、囲碁、英会話、書道や親子で体験できる講座、東総工業高等学校の協力を得て実施するものづくり科学教室、人形劇やミュージカル、映画等の鑑賞会を開催します。	生涯学習課	【子ども工作教室】 ・万華鏡教室(5回) ・キーホルダー教室(15回) ・ポップアップカード(2回) ・アクアキャッチャー教室(2回) 【子ども向け講座】 ・子どもシアター(4回) ・着ぐるみ人形劇(2回) ・子どもミュージカル(2回) ・親子ふれあい教室(4回) ・科学工作教室(6回) ・読み聞かせ・子どもえいが会(10回) ・子ども囲碁教室(23回) ・子ども書道教室(10回) ・子ども料理教室(1回) ・子どもセミナー 親子陶芸教室(2回) ・子どもセミナー 親子押し花教室(1回) ・親子料理教室(2回)

### ③教育支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
116	思春期における心の問題の対応 【再掲】No.42	心の問題に対応できるよう、養護教諭や市内各小・中学校に配置されているスクールカウンセラーの活用を図ります。	教育総務課	市内各小中学校に配置されている県費負担のスクールカウンセラー以外にも、市費負担のスクールカウンセラーを活用して、市内各小中学校において問題を抱える児童生徒へのカウンセリング、保護者との面談、各校担当教諭等に助言を行った。
117	キャリア教育の充実 【再掲】No.72	学習や生活の見通しを立て、自らを振り返ることで、新たな意欲化を図ります。そして自分の役割や将来の生き方を考え、キャリア発達を促す活動を推進します。	教育総務課	市内各小・中学校に将来の生き方や働き方につながるキャリア教育の推進を求めた。各学校において職業人を招いての懇談会等を実施、その充実を図った。
118	育英資金給付事業	特に優れた資質を有しているものの、経済的理由で高校・大学等への修学が困難な生徒に対して、教育の機会均等の観点から育英資金を給付し、将来本市の発展及び社会に貢献できる人材の育成を図ります。	教育総務課	市内中学校や近隣の高校に育英生募集のチラシを配布するとともに、旭市ホームページや広報にて情報発信した。 令和6年度の育英生の状況 新規 高校生 30名 大学生 32名 継続 高校生 21名 大学生 49名 合計 高校生 51名 大学生 81名
119	要保護準要保護児童・生徒援助費	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育法等に基づいて必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	教育総務課	前年度末に市内小中学校へ、10月の就学時健康診断の際に小学校就学予定者の保護者へチラシを配布するとともに、旭市ホームページや広報にて情報発信を行った。 令和6年度 認定者数 小学校 要保護1名 準要保護 122名 中学校 要保護1名 準要保護 82名 ※中学校の要保護については、年度途中の認定替えのため、準要保護の該当者と重複する。
120	進学準備給付金	大学等へ進学する生活保護世帯の子どもに対して、進学の際の新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。	社会福祉課	対象となる被保護者に対し給付金(30万円)を支給する。 令和6年度実績なし。

④就労支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
121	ひとり親家庭への就労支援【再掲】No.102	母子家庭自立支援のために、職業訓練に必要な経費の補助や就学期間中の経済的支援を実施するとともに、制度の周知啓発を図ります。ひとり親家庭等の就労促進のため、ハローワークにつなぎ、相談会を設けるなど、就労支援に努めます。	子育て支援課	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金等について、市のホームページに掲載し、周知を図った。また、利用を希望するひとり親に対し面談等を行い、資格取得や就労に向けての計画を具体的に検討し、就労へつなぐことができた。
122	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実【再掲】No.48	市内全15小学校区22放課後児童クラブで実施しており、各小学校区のニーズに見合った、受入れ体制の整備及び施設の充実を図ります。	教育総務課	市内全15小学校区、22放課後児童クラブで実施。高学年を受入れ、待機児童の解消に努めた。延長保育、土曜保育により保護者のニーズに合った受入れを行った。
123	ひとり親家庭等の福祉の充実【再掲】No.101	児童扶養手当の給付事業の実施及びひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭等生活向上事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業を推進します。母子家庭等に対し、保育所、放課後児童クラブの入所等優先的な配慮を図ります。	社会福祉課	離婚等によりひとり親家庭となった父母等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を目的に児童扶養手当を支給した。 支給額 217,704,410円 延5,097人  ひとり親家庭等医療費等助成事業については、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け福祉の増進を図るため、保険診療分の医療費の一部を助成した。 助成額 20,661,303円

⑤経済的支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
124	妊婦健康診査(妊婦健康診査事業)【再掲】No.34	妊娠経過の確認や、異常の早期発見のために妊娠健康診査を定期的に受診するように、14回分の健康診査の助成を行います。	健康づくり課	妊娠届出のあった妊婦と転入した妊婦に対して受診票を交付した。基本健診受診件数は3,813件、償還払い実施件数は65件であった。
125	支出を抑える地域の活動支援	子育て支援センターハニカムのゆずりあい広場で、子育てに関する用品の交換など、支出を抑える活動を通じた地域のつながりを支援するとともに、子育て家庭の交流促進を図ります。	子育て支援課	子育て支援センターハニカムでは、掲示板で子どもの成長により使用しなくなったベビーカーなど育児用品の情報について利用者へお知らせし、希望者との交換を促した。活動を通じて地域のつながりや子育て家庭の交流を支援した。
126	子育て家庭への経済的支援の充実【再掲】No.7	国の制度である児童手当について、市民への周知を図り、適正・迅速な支給事務を行います。子ども医療費助成事業では、県補助対象である0歳から小学3年生(入院のみ中学3年生までの助成のほか、市単独支援として所得制限を廃止し、高校3年生(償還払い)までを対象とし、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。	子育て支援課	<国県の補助あり> 【児童手当】 児童の養育者に対して、児童手当の支給事務を行った。10月からの制度改正により、所得制限を撤廃し、支給対象児童を高校生年代までに延長し、第3子以降の手当額を増額して支給した。 【支給額】 第1子・第2子 ・3歳未満 15,000円 ・3歳～高校生 10,000円 (改正前 中学生まで 10,000円) 第3子以降 ・一律 30,000円(改正前 15,000円) 【支給児童数】 延児童数 75,983人  <旭市独自の子育てサービス> 【子ども医療費助成事業】 お子さんが病院等で診療を受けた場合や保険薬局で医師が処方する薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の全部又は一部を助成する制度。R5年8月診療分から、高校生も現物給付を開始した。また、自己負担額に月額上限を設け、入院11日目、通院6回目以降は無料とした。これらの医療費について、小学校4年生から中学生までの通院による診療、高校生等の診療は旭市独自で助成した。 (入院) 693件 (通院) 69,864件 (調剤) 24,910件 (柔道整復) 1,369件 (給付額) 245,737,764円

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
127	旭市独自の子育て支援サービスの充実【再掲】No.8	第2子以降のお子さんを出産された子育て世帯にお祝い金を支給する出産祝金支給事業や、0歳から1歳児までの乳幼児を養育する保護者に、紙おむつ購入券を支給する乳幼児紙おむつ給付事業、幼稚園や保育所等に通園する第3子以降のお子さんの保育料無料化を引き続き実施していきます。	子育て支援課	<p>【乳幼児紙おむつ購入券の給付】 0・1歳児の乳幼児を養育している方に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を支給した。紙おむつ購入券は、市内指定取扱店21店で紙おむつを購入する際の代金の一部として利用された。 (給付乳幼児数) 673人 (利用枚数) 1,000円券 17,154枚 500円券 17,481枚 合計 34,635枚 (支給額) 25,894,500円</p> <p>【出産祝金の給付(第2子以降)】 市民の出産を奨励・祝福し、第2子以上を出産して養育する父母に祝金を支給した。 (第2子 10万円) 138人 (第3子 20万円) 56人 (給付額) 25,000,000円</p> <p>【第3子以降の保育料の無料化】 18歳に達した以後の最初の3月31日までの子が3人以上いる世帯において、第3子以降の保育料の無料化を実施した。 令和4年度 103人 令和5年度 99人 令和6年度 106人</p>
128	幼児教育・保育無償化制度【再掲】No.66	「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育の利用料が無償化されました。急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課	3歳以上児の保育料、給食費、幼稚園等の預かり保育利用料を無償化するとともに、3歳未満児の非課税世帯についても同様に無償化を行い、子育て世帯の負担軽減を図った。市独自施策として18歳までのお子さんから数えて第3子以降の児童の保育料・給食費の免除の対象拡大を行った。
129	幼児教育への助成の充実【再掲】No.64	新制度に移行していない幼稚園における保護者の経済的負担を軽減するため、入園料・保育料に対して補助します。保育が必要と認められた場合、預かり保育料に対して補助します。旭市独自の取り組みとして、第3子以降(18歳までの子どもの中で3番目以降)の子どもの給食費等に対して補助します。	教育総務課	<p>少子化対策の一環として、私立幼稚園に通園する園児の入園料・保育料等を補助する事により保護者の経済的負担の軽減を図った。また、市独自の取り組みとして、第3子以降(18歳までの子どもの中で3番目以降)の子どもの給食費等に対して補助した。</p> <p>幼稚園施設等利用費 (入園料・給食費を除く保育料)51人 (預かり保育利用料) 21人</p> <p>旭市私立幼稚園第3子以降保育料等補助金 (入園料・保育料・給食費) 10人</p>
130	実費徴収に係る補足給付事業【再掲】No.20	新制度に移行していない幼稚園における保護者の経済的負担を軽減するため、低所得世帯及び第3子以降(小学校3年生までの子どもの中で3番目以降)の子どもの副食費に対して補助します。	教育総務課	少子化対策の一環として、新制度に移行していない幼稚園に通園する園児の副食費を補助することにより保護者の経済的負担の軽減を図った。 幼稚園副食費補助金(副食費) 18人
131	学校給食費の第3子以降の無料化【再掲】No.9	市内小・中学校に通学する児童・生徒の第3子以降の給食費の全額無料を継続します。	教育総務課	<p>子育て世帯を中心に多子世帯の経済的負担の軽減や少子化対策の施策として、保護者の教育費に関わる負担軽減を図った。 R5年1月から、減免範囲の拡充を行い、市内に住所を有し、子の年齢を問わず3人以上を扶養している世帯で、市内小中学校に在籍している第3子以降の給食費を免除することとした。</p> <p>・小学生 368人 ・中学生 138人</p>

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
132	生活福祉資金貸付制度	他からの融資が受けられない所得の比較的小さい世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な高齢者(65歳以上)や身体障害者(身体障害者手帳所持)、知的障害者(療育手帳所持)、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持)のいる世帯の自立と安定に役立てるための貸付制度で、市区町村の社会福祉協議会が窓口となって運営しています。 資金の使途に応じ、「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類の資金があります。 資金の貸付と民生委員・社会福祉協議会の生活支援とが一体となって、借受世帯の自立と安定に向けて支援を行います。	旭市社会福祉協議会	子育て世帯の貸付相談を受け世帯の生活状況、貸付対象経費、対象事由に該当するか聴き取り確認。自立に向けて収支状況の見直し等提案。必要であれば自立相談支援等関係機関を案内する。 相談件数4件

### ⑥支援体制の整備・充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
133	子ども家庭総合支援拠点の整備 【再掲】No.100	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、その他必要な支援を継続的に「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。	子育て支援課	家庭相談員3名を配置し、相談・支援の体制を整えた。令和7年度からのこども家庭センター設置に向け、関係課と協議を行った。
134	虐待防止ネットワークづくり 【再掲】NO.92	市町村が中心となって児童虐待防止相談の窓口として対応するにあたり、市及び児童相談所等関係機関による「旭市要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域における児童虐待防止のネットワークづくりに取り組んでいます。 また、児童虐待を発見した場合の通告及び連携体制を整備し、早期発見、早期対応への取り組みを推進します。さらに、児童相談所等関係機関との連携を深め、総合的な支援を図ります。	子育て支援課 市民生活課 教育総務課	(子育て支援課) 年6回の旭市要保護児童対策地域協議会実務者会議にて虐待ケースの対応について協議をしている。また、代表者では旭中央病院仙田先生が講師として児童虐待についての研修会を開催した。  (市民生活課) DV相談等で児童に関連する事案や児童がいる家庭の案件について、子育て支援課と情報を共有するとともに、協力して支援を行った。また、旭市DV等対策連絡会議を開催し、庁内の関係課との相互連絡・情報共有を行った。  (教育総務課) 各校と連携するとともに、「旭市要保護児童対策地域協議会」関係機関による迅速な情報共有を行い、早期対応をしている。
135	育児不安や虐待等に関する相談体制の整備 【再掲】NO.93	保健センター、旭市子育て支援センター、幼稚園・保育所等及び家庭相談員により相談事業を実施し、家庭における育児ストレスや悩みを緩和し、虐待等の防止を図ります。	子育て支援課 健康づくり課	(子育て支援課) 関係機関と連携して家庭児童相談員が対応。保護者の不安やストレスの緩和に務めた。  (健康づくり課) 子育て世代包括支援センターと連携した妊娠届出時の全員面接や妊娠7～8か月アンケート、妊娠後期電話相談や子育て相談、赤ちゃん全戸訪問事業、乳幼児健康診査等あらゆる機会を通じて、育児支援を要する家庭を早期に発見し、継続した支援を行うことで虐待防止を図っている。
136	母子父子自立支援員による支援の充実 【再掲】NO.103	母子父子自立支援員による、母子家庭等に対する相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	子育て支援課内に母子父子自立支援員が常駐し、職員と連携しながらひとり親の自立に向けた支援策等について相談を受け付けている。就労に有利な資格取得等に向けて、助言を行った。

具体的施策4 障害児のいる家庭への支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和6年度実施内容
137	障害児保育への対応	保育所等や放課後児童クラブで、障害を持つ児童の受け入れに努め、施設設備、職員体制の充実を図りながら、障害を持たない児童との統合保育を行い、障害児保育の充実を推進します。	子育て支援課 教育総務課	(子育て支援課) 障害を持つ児童の受け入れについて、面接や相談を通じて障害の程度等を把握し、状況に応じた施設で受け入れを行う。また、民間教育・保育施設において障害児の受け入れをし、要件を満たした場合には療育支援加算により助成する。  (教育総務課) 放課後児童クラブで、障害を持つ児童の受け入れのため、職員体制を整え、可能な限り受け入れを行った。支援が必要な児童や保護者へのかかり方について職員研修を実施した。
138	医療的ケア児支援体制の整備	医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもの数は年々増えており、保育所において医療的ケアが必要な児童もその他の児童と変わらず受け入れる体制を整備していきます。	子育て支援課	保育所等で医療的ケアが必要な児童が保育を受けられるよう、看護師等を配置し、児童の受け入れを行った。令和6年度は、私立認定こども園1か所で行った。
139	児童発達支援センターの整備の推進	障害児の早期療育のために、小児リハビリテーション、療育相談等を行う児童発達支援センターの整備を推進します。推進にあたっては、医療との連携に配慮し、広域的な利用を視野に入れて近隣市町と協力し進めます。	社会福祉課	既存の児童発達支援センター(ロザリオ発達支援センターふたば保育園)と連携し、早期療育につながるよう努めた。また、地域における中核的な施設として他事業所との連携を図った。
140	障害児在宅福祉サービス等の充実 【再掲】No.113	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の充実を図ります。また、補装具費支給事業、日常生活用具給付事業、日中一時支援事業、移動支援事業を推進します。満3歳になって初めての4月1日から3年間は、児童発達支援等の利用者負担額が無償になります。	社会福祉課	家族の意向や状況を把握し、各々のニーズに応じた支援が受けられるよう関係機関と連携し検討を行い、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援につながるよう努めた。また、障害児に対する補装具費支給事業、日常生活用具給付事業、日中一時支援事業、移動支援事業等の地域生活支援を実施、推進した。
141	乳幼児健康診査による障害の原因となる疾病等の早期発見、治療の推進	乳幼児健診やことばや発達の相談の場で、発育、発達等の遅れの疑いがある場合、医療機関への精密検査票の発行や相談先を紹介し受診を勧奨します。	健康づくり課	乳幼児健診において、発達の遅れのある場合は医師から精密検査票の交付を行っている。また、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月で行う健康診査で言語聴覚士または心理相談員による相談ができる体制をとっている。発達の心配のある子とその保護者へ「ことばや発達の相談」として言語聴覚士や心理相談員の個別相談を年間53回実施している。 相談者:実145人、延178人
142	相談体制の整備	相談支援事業により、障害児の療育相談に特化した相談所を(社)ロザリオの聖母会 ロザリオ発達支援センターに設けます。また、地域活動支援センター等において、障害者全般の相談に応じます。 民生委員、児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等と連携し、障害者やその家族等からの各種相談に応じられる体制の充実を図ります。 障害児の就学や保育所、幼稚園への入園についての相談体制の充実を図ります。	社会福祉課 子育て支援課	(社会福祉課) 相談支援事業により、障害児の療育相談に特化した相談所を(社)ロザリオの聖母会ロザリオ発達支援センターに設け、地域における相談窓口として療育支援及び移行期の連絡調整を行い、在宅の障害児やその家族への切れ目のない支援につなげた。地域活動支援センター等において、障害者全般の相談に応じた。 民生委員・児童委員、身体障害者・知的障害者相談員等と連携し、障害者やその家族からの各種相談に応じられる体制の充実を図った。  (子育て支援課) 市内教育・保育施設に入園している障害児に対して、必要性を検討しながら社会福祉課障害福祉班と連携し支援を行った。